二　移動電気通信役務の提供に関する契約を締結し、又は締結していること（移動電気通信役務の提供に関する契約を締結し、又は締結していることとなるものを含み、継続利用を除く。）及び対象設備の購入等をすることを条件とし、又は新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結すること（新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなることを含み、継続利用を除く。）を条件とする前号イからニまでに掲げる利益の提供であつて、当該利益の提供により利用者が受けることとなる利益の額と、当該利益の提供を受けるために必要となる契約に関して約し、又は約させる同号イからニまでに掲げる利益の提供により利用者が受けることとなる当該利益の額以外の利益の額との合計額（法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者が当該利用者に対して当該利益の提供を受けるために必要となる契約に関して約し、又は約させる第四十条の二において準用する同号イから二までに掲げる利益の提供により利用者が受けることとなる利益の額を含む。以下この号において「合計利益提供額」という。）が、二万円（利益の提供を約し、又は約させる日（イ及びロにおいて「利益提供日」という。）における対象設備の対照価格が二万円以下である場合には、当該対象設備の対照価格）と当該対象設備の先行同型機種（当該対象設備の販売等が開始される前に販売等が開始された同一の製造事業者の同型機種をいう。）を電気通信事業者が利用者から譲り受ける際に当該利用者に対して提供することとしている対価の額を減じて得た額とのいずれか低い額を超えるもの。ただし、次に掲げるものを除く。

イ　対象設備が次の(1)から(3)までに掲げるものである場合において、合計利益提供額が当該(1)から(3)までに定める額を超えないもの。

(1)　利益提供日において当該対象設備と同一の機種の電気通信設備の最終調達日（当該電気通信事業者に電気通信設備が最後に納入された日をいい、当該最後に納入された日が当該電気通信設備の販売等が開始された日以前である場合には、当該販売等が開始された日をいう。以下このイにおいて同じ。）から二十四月が経過している対象設備（(2)及び(3)に掲げるものを除く。）　当該対象設備の対照価格の半額に相当する額

(2)　製造事業者による製造が中止された対象設備であつて、利益提供日において当該対象設備と同一の機種の電気通信設備の最終調達日から十二月が経過しているもの（(3)に掲げるものを除く。）　当該対象設備の対照価格の半額に相当する額

(3)　製造事業者による製造が中止された対象設備であつて、利益提供日において当該対象設備と同一の機種の電気通信設備の最終調達日から二十四月が経過しているもの　当該対象設備の対照価格の八割に相当する額

ロ　利益提供日における対象設備の対照価格が二万円以下である場合において、合計利益提供額が当該対象設備の対照価格未満であるもの。

ハ　対象設備が、特定の通信方式を用いた移動電気通信役務（その提供を廃止するために当該移動電気通信役務の提供に関する契約に係る申込みの受付を終了したものに限る。）の利用者（当該通信方式のみに対応した移動端末設備を現に利用している者に限る。）が当該移動電気通信役務の通信方式に代わる新たな通信方式に対応するために購入等がされるものである場合において、合計利益提供額が当該対象設備の対照価格以下であるもの。